

神奈川県立障害福祉関係施設
指定管理者評価委員会
評価報告書
(神奈川県ライトセンター)

平成27年5月

1 委員会委員（ は委員長、 は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
石渡 和実	東洋英和女学院大学 教授	学識経験者
内嶋 順一	みなと横浜法律事務所 弁護士	法務に関する識見を有する者
赤松 育子	日本公認会計士協会神奈川県会 公認会計士	経理に関する識見を有する者
藤村 和静	社会福祉法人常成福祉会 専務理事	施設の事業内容に精通した者
村瀬 道雄	学校法人横浜訓盲学院 教頭	施設利用者代表

2 スケジュール

平成26年10月16日	第1回委員会開催（指定管理者の選定に係る選定基準の検討）
平成27年1月20日	募集要項配布
平成27年1月20日	質問の受付開始
平成27年2月5日	現地説明会 参加団体 2団体（5人）
平成27年3月6日	質問の受付終了 質問数 0
平成27年3月20日	募集受付終了 応募団体 1団体
平成27年3月23日	現地視察等（神奈川県ライトセンター施設を視察）
平成27年3月30日	第2回委員会開催（応募団体の申請書類の評価等を協議）
平成27年4月16日	第3回委員会開催（応募団体のプレゼンテーション及びヒアリング、最終評価と報告書の作成等を協議）

3 評価の実施方法

（1）会議の公開・非公開について

第1回委員会は指定管理者の選定に係る基準の協議を、第2回委員会及び第3回委員会は評価点の協議を行うため、公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、神奈川県情報公開条例第5条第3号に該当すると判断し、第1回委員会、第2回委員会及び第3回委員会の協議・評価については非公開とし、第3回委員会の応募団体のプレゼンテーション及びヒアリングについては公開として開催した。

（2）書類審査、プレゼンテーション（ヒアリング）等の方法について

応募団体の申請書類を受理した神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課において、資格審査及び申請内容の確認を行った後、評価委員会において書類と面接による評価を行った。

指定管理者候補の選定にあたっては、「サービスの向上」、「管理経費の節減等」及び「団体の業務遂行能力」の3つの観点から、神奈川県ライトセンター条例及び同条例施行規則で規定する「指定の基準」を満たしているかを評価した。

（3）外部評価委員会としての評価点について

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、各評価項目について委員間で協議を行い、プレゼンテーション及びヒアリングの評価を踏まえて、委員会としての評価点を決定した。

4 選定基準

(募集要項に記載している選定基準表を記載)

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当箇所	
サービスの向上(50)	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1) 管理運営方針	・総合的な施設の運営方針及び考え方が、視覚障害者の視点に立ち、かつライトセンターの役割と整合しているか ・視覚障害者福祉に関する理念があるか	3	条例第5条第1号及び第3号 規則第3条第1号及び第2号	事業計画書 1(1)	
		(2) 委託の考え方	業務の一部を委託する場合の業務内容及び管理・指導体制の状況	3		事業計画書 1(2)	
	2 施設の維持管理		保守管理業務、清掃業務、保安警備業務等についての実施方針	3	条例第7条第2号 規則第3条第1号	事業計画書 2	
	3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	(1) 利用促進のための取組		より多くの利用を図るための取組や広報・PR活動の状況	3	規則第3条第2号	事業計画書 3(1)
			(2) 苦情・要望等への対応	利用者からの意見・要望への対応及び苦情処理やトラブルへの対応状況	3		事業計画書 3(2)
		(3) 利用者サービスの取組		情報提供及び普及啓発等の取組状況	3		事業計画書 3(3)ア
				相談、指導・訓練事業及び地域活動支援の取組体制	3		事業計画書 3(3)イ
				ボランティアの養成や活用等に対する取組状況	10		事業計画書 3(3)ウ
				スポーツ活動の振興に対する取組状況	4		事業計画書 3(3)エ
			施設管理及び視覚障害者福祉に関する新たな発想に基づく事業提案の状況	3	事業計画書 3(3)オ		
	(4) 自主事業の実施	施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の状況	3	別紙事業計画及び収支計画書(任意様式)			
	4 事故防止等安全管理	(1) 日常時の安全管理	通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	3	条例第7条第2号	事業計画書 4(1)	

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当箇所
		(2) 緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応 救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等 	3	規則第3条第1号	事業計画書 4(2)
	5 地域と連携した魅力ある施設づくり		周辺地域や関係団体等との連携や交流の考え方	3	規則第3条第2号	事業計画書 5
管理経費の節減等 (30)	1 適切な積算 ^{注1}		人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る <ul style="list-style-type: none"> ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等 	5	条例第5条第5号 規則第3条第2号	支出計画書 (様式3-1, 2, 3) 事業計画書
	2 節減努力等 ^{注2}		<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料の節減度合いを次の計算式により算出。計算値が配点を超える場合は配点を上限 $\frac{(\text{積算価格} - \text{申請者の提案額})}{\text{積算価格}} \times 100/10 \times 25$ 県が提示する指定管理料の上限額	25		
団体の業務遂行能力 (20)	1 人的な能力、執行体制		<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況 	4	条例第5条第4号 規則第3条第1号	事業計画書 1
	2 財政的な能力		安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	4	条例第5条第5号	法人事業計画書、法人事業実績書、直近の3事業年度分の決算諸

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当箇所
						表、直近年度の納税証明書
	3 コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献	(1) コンプライアンス等	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績 	3	条例第5条第3号及び第7条第3号	事業計画書3(1)、重大な事故又は不祥事に関する報告書(様式7)
		(2) 障害者雇用の促進	法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績	2		事業計画書3(2)
	4 これまでの実績		<ul style="list-style-type: none"> 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 利用者の視点に立った点字図書等の情報提供実績 視覚障害者の特性を踏まえ取り組んだスポーツ振興の実績 他の自治体における指定取消しの有無 	7	条例第5条第4号	事業計画書4

注1 「適切な積算」の評価について

積算に重大な誤りがある、または、積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

積算に重大な誤りはありませんが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合、「適切な積算」の評価を0点とすることがあります。

注2 「節減努力等」の評価について

「適切な積算」において満点である5点を得た場合にのみ評価します。

計算式の算定結果が「節減努力等」の配点を超える場合でも、「節減努力等」の配点が上限となります。

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	日本赤十字社 （東京都港区）	38	8	16	62

6 提案概要及び評価の内容

提案者	日本赤十字社
-----	--------

(1) 提案の概要

サービスの向上について

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(1) 管理運営方針

赤十字の基本理念である『人道』に基づき視覚障害者の『尊厳を守る』ため全力を尽くすとともに「視覚障害者の生活を豊かにする」というコンセプトのもと運営する。

(2) 委託の考え方

視覚障害者に対する業務には、直接関わらない、清掃や庁舎保守点検、警備や廃棄物処理等の業務は、外部に委託する。

2 施設の維持管理について

保守管理業務

- ・ 建築物および建築設備の保守管理業務については、年間作業計画を立て、作業工程表や着工届、完了報告書の提出により業務内容のチェックを行うとともに、職員による「自主点検」を実施する。
- ・ 備品の保守管理業務については、備品管理簿で事務備品の管理を行うほか、台帳や出納票による消耗品管理を行うとともに、県が指定する重要物品について適正に管理を行う。

清掃業務

清掃業務については、日常清掃や定期清掃等に加えて、特別清掃を実施する。

保安警備業務

保安警備業務については、視覚障害者施設の特性を踏まえた安全管理や災害対応として、「ライトセンター安全マニュアル」をはじめ各種マニュアルを整備し、緊急体制の確立に取り組むとともに、警備体制の徹底により安心な環境を提供する

3 利用促進のための取組、利用者への対応について

(1) 利用促進のための取組

利用性向上および魅力アップに向けた取組

- ・ 視覚障害者の生活の質の維持・向上にとって不可欠な生活用具等の購入の機会を、当事者団体と連携を図りながら、新たに実施する。
- ・ 仕事に就いている視覚障害者へのサービス向上を図ると同時に効率的運営を考慮し、平日週2回一部施設や相談・訓練の夜間利用時間を延長する。

広報・PR活動の取組

- ・ 機関紙「ライトセンターだより」や利用案内の点字版や録音版、拡大文字版や墨字版の発行、ホームページによるPR等、多様な媒体を活用した情報発信・広報活動に取り組む。
- ・ ライトセンターで提供しているサービスの理解を深めるため、ライトセンターフェスティバル等の様々なイベントを実施する。

(2) 苦情・要望等への対応

利用者からの意見・要望および苦情の反映

利用者満足度調査の実施や意見箱の設置、利用者との意見交換会等さまざまな手段による意見・要望の受付と併せて、第三者による苦情受付機関を設置し助言および解決のあっせんを実施する。

苦情に対する取組

過去の苦情や対応を集約しデータ化して作成した「苦情対応マニュアル」を活用するとともに、苦情対応フローを構築する。また、苦情解決連絡会およびサービス改善・向上委員会

を開催する。

(3) 利用者サービスの取組

ア 情報提供及び普及啓発等の取組状況

点字刊行物等を視覚障害者の利用に供する業務（点字図書館の運営）

- ・ 高いレファレンス力を持つ経験豊かなスタッフの配置や、視覚障害者情報総合ネットワークシステム「サピエ」の活用により、迅速で円滑な貸出しを実現する。
- ・ 点字・録音図書等の更なる充実を図るとともに、新たに点間の大きい点字本の製作・貸出に取り組むなど、利用者のニーズに応える点字刊行物等の製作に取り組むとともに、IT環境を持つ利用者への対応など支援体制を強化する。

視覚障害者への情報提供の取組

視覚に障害のある方々が社会生活に積極的にかかわりが持てるよう、教育や就労に関する情報や選挙資料の提供、生活密着情報、視覚障害者雇用企業へのアドバイス等タイムリーな情報発信を行う。

地域における普及啓発活動による視覚障害への理解促進

小中高等学校等の施設見学の受入れや点字学習体験等視覚障害に対する理解の促進や、医療機関や地域への積極的なアウトリーチを展開する。

イ 相談、指導・訓練事業及び地域活動支援の取組体制

視覚障害者の地域生活の向上に向けた取組

相談事業の対象者範囲の拡大に努めるとともに、途中で失明あるいは視力低下した視覚障害者に対する相談や日常生活技術の指導、歩行訓練士による外出トレーニング等、自立に向けた支援を実施する。

視覚障害者および保護者への支援

訪問による個別指導や保護者に対する養育方法の相談・支援、野外指導などを通じて、本人および保護者に適切な支援・アドバイスを行う。

地域活動支援の取組体制

ライトセンターに来所することが難しい視覚障害児者や家族のために、職員が地域に出向くアウトリーチにより指導やアドバイスを行う。また、これまで培ってきた視覚障害者スポーツに対するノウハウや支援体制を活用し、地域のスポーツ施設に対して、視覚障害者を受け入れるための環境づくりや、施設スタッフに対する支援などを行う。

ウ ボランティアの養成や活用等に対する取組状況

ボランティアとの協働

「奉仕」の精神のもと、利益を求めない奉仕の救護組織としてボランティアとの協働を実施する。

ボランティア人材拡大に向けた取組

- ・ ホームページや広報紙への投稿、大学等の積極的な働きかけを行いボランティア人材の確保に向けたアピールを行う。
- ・ 「ライトボランティア制度」を新たに導入し、若年層や幅広い人材の確保に努める。

ボランティア養成について

ボランティアの活動形態に応じた養成講座を実施すると共に、組織運営や自主的なボランティア活動のための講座、質の高いボランティア活動維持のための研修会を実施。

地域ボランティア活動への支援

県内114団体のボランティアグループと連携・協力しながら視覚障害者支援を行う。

神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団（視援奉）と一体となった事業展開

エ スポーツ活動の振興に対する取組状況

視覚障害者スポーツの拠点施設としての機能の発揮

視覚障害者用のスポーツ施設としての拠点としての機能を発揮できるよう、ニーズに応じた各種スポーツ事業を実施するとともに、競技会の開催やクラブ活動への支援などスポーツを習慣とする取組みを行う。

地域でのスポーツ活動への支援

視覚障害者が地元のスポーツ施設を利用できるよう、施設側に働きかける。

視覚障害者団体等の活動への支援

障害者団体が開催するスポーツ大会の会場提供や運営協力を行なう。

2020東京パラリンピック開催にあわせた事業開催

パラリンピック開催のムーブメントの好機を捉え、関連イベントを実施。

オ 施設管理及び視覚障害者福祉に関する新たな発想に基づく事業提案の状況

大規模災害時の視覚障害者支援

視覚障害者支援として、災害ボランティアの養成や派遣、地域における理解促進に取り組む。

利用者交流ひろばの開催

地域のデイケアでも孤立しがちな視覚障害者のために、交流の場を提供。

音声解説付きDVD映画体験会「ライトシネマ」の開催

2ヶ月に1回、定期的に映画体験会を開催。

(4) 自主事業の実施

図書館やスポーツ施設の利用対象者を、識字や視覚による認識に障害がある方にまで拡大する。

4 事故防止等安全管理について

(1) 日常時の安全管理

利用者の怪我等の事故防止策

「神奈川県ライトセンター施設安全管理委員会」を設置するとともに、事故防止の巡回や視覚障害者に配慮した音声誘導、職員やボランティアの情報共有等を徹底する。

防犯・防災に向けた取組

警察署、消防署、自治会等と協力・連携体制を密にし防犯・防災への備えに取り組む。

安全対策を補完するための保険の加入

利用者の事故や急病等の不測の事態に備え保険に加入。

(2) 緊急時の対応

事故発生時の対応

年2回の訓練を行い、事故発生時は対応フローチャートにより現場対応するとともに事例として記録し日常業務やマニュアル等に反映。

災害発生時の対応

「ライトセンター防災計画」、「ライトセンター災害対応マニュアル」を整備し、災害発生時の非常時に備える。

5 地域と連携した魅力ある施設づくり

周辺地域との連携、交流

横浜美術館と交流し視覚障害者の美術鑑賞を実施する。また学校や企業等の連携による施設ボランティアの体験の場を提供する。

関係団体との連携、交流

視覚障害者当事者団体や視覚障害者施設等と連携・協働し、利用者の利便性の向上を図る。

管理経費の節減等について

1 適切な積算

- ・ 人員配置や時間額、業務コストの削減により、経費の削減に取り組む。
- ・ 業務の標準化（専門スキルを持った職員の中核人材としての配置等）や所在会議の活性化により、効率的・効果的な管理運営を行うための取組みに努める。

2 節減努力等

- ・提案額 1,449,952千円 (県の積算額 1,467,605千円)

$$\frac{1,467,605 - 1,449,952}{1,467,605} \times 100 / 10 \times 25 = 3.0071\text{点} \quad 3\text{点}$$

(小数点以下切捨て)

団体の業務遂行能力について

1 人的な能力、執行体制

質の高さと効率性を両立させる人員配置

- ・平成28年度からは、課長職が一部係長職を兼務することで、現場の課題や改善事項に対し迅速に対応することができる体制を構築する。
- ・人員配置

職務名	人数	配置の基準	勤務形態
所長	1	社会福祉事業に30年以上従事し総括責任を担える人材	常勤
課長	3	社会福祉事業に25年以上従事し部門責任を担える人材	常勤
係長	3	社会福祉事業に20年以上従事し部門責任を担える人材	常勤
主事	14	県支部が実施する合同採用試験合格者または専門的知識を有する人材	常勤
主事 (嘱託職員)	2	担当業務についての的確な知識を持ち業務遂行に十分な能力を持つ人材	常勤
	5	担当業務を遂行する能力がある人材	非常勤

職員の資質を向上させる人材育成

職場で業務を通じた訓練、教育を行うほかに、視覚障害者のための総合的な福祉施設の職員として必要な基礎知識や職制に応じた能力、業務に必要な専門性を身に付けるための各種研修を実施する。

障害福祉サービス従事者にふさわしい人材の活用

2 コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献

(1) コンプライアンス等

コンプライアンスの徹底に向けた取組

コンプライアンス規程を定め、職員に対して公の施設管理者としてふさわしい行動基準を示し、利用者から信頼を得られる管理運営を目指す。

個人情報保護および情報セキュリティへの取組

個人情報保護法や神奈川県個人情報保護条例および日本赤十字社個人情報保護規定に従い、万全なセキュリティ体制を講じる。

環境への配慮

環境基本法や神奈川県環境基本条例などの関連する各種法令・条例・計画などを遵守した上で、神奈川県環境マネジメントシステムに基づいた継続的な環境改善に取り組む。

(2) 障害者雇用の促進

現在3名の視覚障害者が職員として常勤しており、今後も障害者雇用の促進につなげていく。また、視覚障害者との協働の仕組みづくりを行う。

3 これまでの実績

- ・視覚障害者情報提供施設2カ所(神奈川県ライトセンター、日本赤十字社北海道支部点字図書センター)
- ・障害者支援施設1カ所(徳島赤十字ひのみね総合療育センター) ほか

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果					委員会と しての 評価点
				A	B	C	D	E	
サービスの向上	管理運営方針	・総合的な施設の運営方針及び考え方が、視覚障害者の視点に立ち、かつライトセンターの役割と整合しているか ・視覚障害者福祉に関する理念があるか	3	2	2	3	3	3	3
	委託の考え方	業務の一部を委託する場合の業務内容及び管理・指導体制の状況	3	2	2	3	3	2	2
	施設の維持管理	保守管理業務、清掃業務、保安警備業務等についての実施方針	3	2	2	3	2	2	2
	利用促進のための取組	より多くの利用を図るための取組や広報・PR活動の状況	3	2	3	3	3	2	3
	苦情・要望等への対応	利用者からの意見・要望への対応及び苦情処理やトラブルへの対応状況	3	2	2	3	2	3	2
	利用者サービスの取組	情報提供及び普及啓発等の取組状況	3	2	3	3	2	3	3
		相談、指導・訓練事業及び地域活動支援の取組体制	3	2	2	3	2	3	2
		ボランティアの養成や活用等に対する取組状況	10	10	8	10	8	8	8
		スポーツ活動の振興に対する取組状況	4	4	3	3	3	4	3
		施設管理及び視覚障害者福祉に関する新たな発想に基づく事業提案の状況	3	2	2	2	2	2	2
自主事業の実施	施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の状況	3	2	2	2	2	2	2	
日常時の安全管理	通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	3	2	2	3	2	2	2	
緊急時の対応	・事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応 救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	3	2	2	3	2	2	2	
地域と連携した魅力ある施設づくり	周辺地域や関係団体等との連携や交流の考え方	3	2	2	3	2	2	2	
管理経費の節減	適切な積算	人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等	5	5	5	5	5	5	5

	節減努力等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料の節減度合いを次の計算式により算出。計算値が配点を超える場合は配点を上限 $\frac{\text{積算価格} - \text{申請者の提案額}}{\text{積算価格}} \times 100/10 \times 25$ <p>県が提示する指定管理料の上限額</p>	25	3	3	3	3	3	3
団体の業務遂行能力	人的な能力、執行体制	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況 	4	2	3	3	2	3	3
	財政的な能力	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	4	4	4	4	4	4	4
	コンプライアンス等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況 ・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 ・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ・社会貢献活動等、CSRの考え方と実績 	3	2	2	3	3	2	2
	障害者雇用の促進	法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績	2	2	2	2	2	2	2
	これまでの実績	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ・利用者の視点に立った点字図書等の情報提供実績 ・視覚障害者の特性を踏まえ取り組んだスポーツ振興の実績 ・他の自治体における指定取消しの有無 	7	7	5	5	7	5	5
合 計			100						62

(3) 評価講評

サービスの向上に関しては、まず、地域活動支援としてのアウトリーチの取組みが、一部地域に留まっていることから、他地域での事業展開や地域間格差を踏まえた全体のニーズの掘り起こしなどが求められる。次に、施設の業務遂行に欠かせないボランティアの養成や活用の取組みについては、既存の取組みのほか、新たに「ライトボランティア」制度を導入し、若い世代のボランティアの育成に努めるなど、幅広い人材の確保に向けたビジョンを持っている。さらに、スポーツ活動に関する取組みについては、視覚障害特性に配慮したスポーツ施設の拠点としての事業展開に取り組むとともに、ノウハウを持ったスタッフが地域へ赴き、視覚障害者が地域でスポーツに親しめる環境づくりに取り組んでいる。

管理経費の節減等に関しては、適切な積算が行われており、管理職の人数を減らして実務担当者を増員するなど、現行のサービス水準を確保した上で経費の効率化を図り、新たな指定管理料の提案を行っている。

団体の業務遂行能力に関しては、人的な能力や執行体制について、社会福祉士の資格保有者が1名であることに対して、支援のベースは相談であることを鑑み、基礎に培われた専門性の構築が望ましいとの意見を述べた。一方、財務内容は健全であると評価したほか、コンプライアンスの確保、障害者雇用の促進についても積極的に取り組まれており、現行の指定管理業務の実績は、十分に評価することができる。

以上のとおり、総合的に評価して、提案内容は必要な水準を満たすものと認められる。

7 議事概要（主要論点）

< 評価項目「情報提供及び普及啓発等の取組状況」について >

点字図書館の今後のあり方については、高度情報化社会の進展に伴う全国の図書館のネットワーク化や、海外へのアクセスなどの情報インフラが急速に進む中、こうした変化への対応が求められている。

また、IT化の急速な進展に伴い、個人のスキルによる情報格差の拡大も懸念されることから、情報を扱う機関は変革を求められている。

情報提供事業については、将来的な情報の一元化などを想定しながら事業を展開していくことや、個人間の情報格差の問題についても、県内のボランティアグループ等と連携しながら取り組んでいくことを確認した。

< 評価項目「相談、指導・訓練事業及び地域活動支援の取組体制」について >

地域活動支援としてのアウトリーチの取組については、利用者が施設周辺に偏るなど、活動が一部地域に留まっている傾向がみられる。

全県でのサービスの提供には、地域間の格差を踏まえ全体のニーズの掘り起こしなどが課題となっている。

しかしながら、人員や予算には制約があることから、ライトセンターが地域に出向くだけでなく、ノウハウを投入しつつ地域の関係団体等と連携し、地域ごとの特性などを生かしながら事業展開を図っていく必要があり、その方向性を確認した。

< 評価項目「ボランティアの養成や活用等に対する取組状況」について >

ボランティアについては、世代交代やIT対応の業務等の課題を抱えた中で人員を確保することが求められており、ボランティア養成の新たな方策が必要となっている。

ボランティア層の厚みを持たせるために、気軽に参加できる「ライトボランティア」制度の新設という新たな考え方が示されたことは評価できる。

全県での事業展開を図る際には、「ライトボランティア」を地域の関係団体等と連携して組織化し、地域におけるボランティア活動の振興を図ることも必要である。

< 評価項目「スポーツ活動の振興に対する取組状況」について >

スポーツ活動については、地域スポーツ活動への支援に偏りが生じており、アウトリーチがやや不足しているものの、視覚障害特性に配慮したスポーツ施設の拠点として、スポーツ教室やクラブ活動の支援などの事業を展開している。

一方、ライトセンターが管理できる環境でのスポーツ活動の展開には限界があり、地域がセンターを受け入れる体制の整備が求められる。

< 評価項目「人的な能力、執行体制」について >

人員配置について、相談支援の基礎資格である社会福祉士の資格保有者が1名と少ないことに対し、基礎知識を培ったうえで、障害特性に応じた専門性を構築することが望ましい。